

リスク評価の窓



第9回

遺伝子組換え食品等専門調査会

食品安全委員会は、科学的な知見に基づき客観的かつ中立公正に、リスク評価(食品健康影響評価)を行っています。7名の委員で構成される委員会の下に、12の専門調査会やワーキンググループを設置し、専門的に検討を進めています。

それぞれの専門調査会やワーキンググループの仕事を紹介していくリスク評価の窓、

第9回は「遺伝子組換え食品等専門調査会」です。

遺伝子組換え食品等専門調査会(平成30年4月現在、12人の専門委員で構成)は、遺伝子組換え技術を利用した食品等を評価対象としています。遺伝子組換え技術とは、ある生物の遺伝子を人為的に他の生物の生細胞に導入及び複製する技術のことです。この技術の応用により、例えば、作物の生産性を向上したり、有効成分を強化したりすることが可能になります。

遺伝子組換え食品等の安全性は、食品衛生法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律等に基づく仕組みによって担保されています。事業者が、遺伝子組換え食品や飼料

(添加物を含む)を製造・輸入・販売するためには、その安全性に関する審査を受ける必要があります。

リスク管理機関(厚生労働省、農林水産省等)は、事業者からの審査申請を受けて、食品安全委員会にリスク評価を依頼します。依頼を受けて、委員会では、遺伝子組換え食品等専門調査会において、食品や飼料等の分野ごとに定められた評価基準や考え方に沿って内容を分析・評価し、結果(人の健康を損なうおそれはない等)をリスク管理機関に通知します。

通知を受けたリスク管理機関は、評価結果をもとに安全性を総合的に審査します。

遺伝子組換え食品の見張り人より

遺伝子組換え食品等専門調査会座長

(明治大学農学部農芸化学科教授)

なかじま はるし
中島 春紫



近年の日本のカロリーベース食料自給率は38%前後で推移していて、大量の食料を輸入しなければなりません。まとまった量の食料を輸出できる国は世界でも限られており、輸出国の事情にも配慮した上で、安全性を担保した食料を確保する必要に迫られています。

日本は毎年トウモロコシを約1,500万トン、大豆を約300万トン輸入していますが、その4分の3がアメリカ合衆国からです。アメリカ合衆国は遺伝子組換え作物の栽培大国であり、トウモロコシと大豆の9割以上が遺伝子組換えです。そのため、遺伝子組換え作物の安全性を遅滞なく確実に評価することが求められています。

遺伝子組換え食品に関して、世界で最も厳しいと言われる日本の規制に基づく安全性評価は非常に多岐にわたるため、詳細な添付資料を含む大部な申請書を調査審議することになります。原則として月に1回開催される遺伝子組換え食品等専門調査会では、毎回1、2

件の案件を審議していますが、一度で完了することは少なく、多くの場合追加の情報を指摘事項により要求することになります。調査会に申請者を招き、専門委員と直接議論する機会を設けているのも本調査会の特徴であり、限られた時間内に有意義な議論をすることにより、誤解なく問題点を明確化することに役立っています。

遺伝子組換え技術は日進月歩であり、次々に開発される新たな食品に対応していくためにも情報収集は欠かせません。諸外国の事情などにも目を配る必要があります。一方で、高度に精製された食品添加物など、評価事例が蓄積して安全性に問題がないことが明らかになってきた事項については、評価の簡略化も行っています。

将来的にはゲノム編集技術などへの対応も予想されますが、安全な食品の安定供給のために微力を尽くしていきたいと考えています。